

「新しい人事賃金制度の見直し」の説明・リーフレット配布 会社は組合員を差別するな! 配布しないのは不当労働行為だ!

会社は社員に対して「新しい人事・賃金制度等の見直しについて（社員向けリーフレット）」の配布を始めました。この「リーフレット」には「社員向け」と明記されているにもかかわらず、JR東海労組合員には配布されていません。

私たちJR東海労は「新しい人事・賃金制度等」の見直しについて、あまりにも問題点が多いため交渉を継続し闘いを展開していますが、会社は「8月から社員に制度の説明を行うが、JR東海労は交渉中であるため組合員に説明することは団交軽視になり、不当労働行為になる」としてJR東海労組合員には説明をしないとしています。

本部は昨日、会社に対して「新しい人事・賃金制度等の見直しについて説明するのであれば、社員全員に「リーフレット」を配布し説明するのが当然。「リーフレット」を配布しないことはJR東海労に対する差別であり、労組法17条（一般的拘束力）に違反する不当労働行為だ」と抗議しました。

ところで会社は誰がJR東海労組合員なのか、どのようにして分かったのでしょうか。組合員がある管理者に聞いたところ「配布対象者のリストが上から来ていて、それに従って配布している。〇〇さんの名前は無かったので配布しない。リストは何を基に作成したかは分からない」と答えたそうです。分からないまま上からの指示を鵜呑みにする管理者の資質が問われます。また、こっそりと配布している職場もあるようですが、何か後ろめたいことでもあるのでしょうか。

私たちは会社が行っている差別を許さず、第三者機関の活用なども含めて毅然と対応していきます。